香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年４月９日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市条例第２６号

香芝市附属機関設置条例等の一部を改正する条例

（香芝市附属機関設置条例の一部改正）

第１条　香芝市附属機関設置条例（平成２５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１香芝市障がい者計画等策定委員会の項中「香芝市障がい者計画等策定委員会」を「香芝市障害者計画等策定委員会」に、「障がい者計画及び障がい福祉計画」を「障害者計画及び障害福祉計画」に改め、同表香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会の項中「香芝市障がい者福祉施設等事業者選定委員会」を「香芝市障害者福祉施設等事業者選定委員会」に、「障がい者福祉施設等の」を「障害者福祉施設等の」に、「障がい者福祉施設等設置運営事業者」を「障害者福祉施設等設置運営事業者」に改める。

（香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部改正）

第２条　香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和２年条例第４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香芝市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例

目次中「障がい」を「障害」に改める。

前文のうち第１項中「だれも」を「誰も」に、「障がい」を「障害」に、「いきいき」を「生き生き」に改め、第２項中「わが国」を「我が国」に、「位置づけ」を「位置付け」に、「障がい者」を「障害者」に改め、第３項中「障がいが」を「障害が」に、「障がいの」を「障害の」に、「すべての障がい者」を「全ての障害者」に改め、第４項中「障がい」を「障害」に、「すべて」を「全て」に改める。

第１条中「障がい」を「障害」に改める。

第２条第１号中「障がい者」を「障害者」に、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害」に、「障がい」を「障害」に改め、同条第２号中「障がいの」を「障害の」に、「重度障がい者用意思伝達装置」を「重度障害者用意思伝達装置」に改め、同条第３号中「障がい者」を「障害者」に改める。

第３条第２項各号列記以外の部分中「障がいの」を「障害の」に改め、同項第１号中「すべて」を「全て」に、「障がいの」を「障害の」に改め、同項第２号中「障がい者」を「障害者」に改める。

第４条第１項中「障がい」を「障害」に改め、同条第２項中「障がい者」を「障害者」に、「障がい」を「障害」に改め、同条第３項中「障がい者」を「障害者」に改める。

第５条中「障がい」を「障害」に改める。

第６条第１項中「障がい」を「障害」に改め、同条第２項中「障がい者」を「障害者」に、「障がい」を「障害」に改める。

第７条中「障がい」を「障害」に改める。

「第３章　障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進」を「第３章　障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進」に改める。

第９条第１項中「障がい者、障がい」を「障害者、障害」に、「障がい者等」を「障害者等」に、「障がい」を「障害」に改め、同条第２項中「障がいの」を「障害の」に、「障がい者等」を「障害者等」に改め、同条第３項中「障がいの」を「障害の」に、「障がい者」を「障害者」に改め、同条第４項中「障がい」を「障害」に改める。

（香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正）

第３条　香芝市歯と口腔の健康づくり推進条例（令和６年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第７条第４号中「障がい者」を「障害者」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。